

個人住民税の定額減税

問 課税課市民税担当 TEL 06-6992-1456

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されます。

● 対象となる人

令和5年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

● 減税額

本人および配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

注 定額減税の対象は、国内に住所を有する人に限ります。

▽同一生計配偶者および扶養親族の判定は、原則として前年12月31日の現況によります。

▽控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

● 徴収方法(令和6年度分)

▶ 給与所得に係る特別徴収(給与所得者の人)

令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月で均されます。



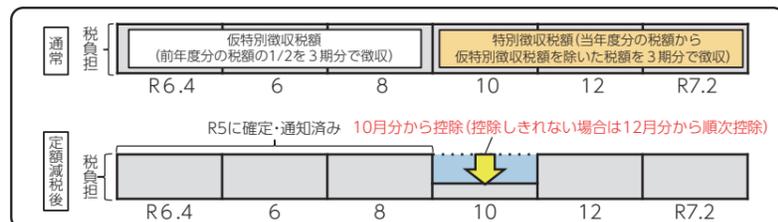
▶ 普通徴収(事業所得者等の人)

定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分(令和6年6月分)の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除されます。



▶ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者の人)

定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



● その他

▽減税額については、納税通知書3ページ「課税明細②」または特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
▽定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。

詳しくはこちら



● 定額減税を十分に受けられないと見込まれる人へ

定額減税を十分に受けられないと見込まれる人に対し、その差額を調整のうえ給付を行います。

対 ①②のどちらにも該当する人

①令和6年1月1日時点で守口市の住民基本台帳に記載されている

または令和6年度個人住民税が守口市で課税されている人

②定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る人

支給額

(ア)と(イ)の合計額(1万円単位に切り上げ)

(ア)所得税分定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族) - 令和6年分推計所得税額

(イ)個人住民税分定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族) - 令和6年度分個人住民税所得割額

甲 7月中旬ごろから順次、対象者に確認書を送付します。

6月下旬から専用コールセンターを、7月から調整給付金の専用窓口を設置します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

詳しくはこちら



医療機関での

特定健診・歯科健診がスタート

健診がもっと身近に

令和6年度から、市民の皆さんの受診機会の拡大のため、個別の医療機関で特定健診と歯科健診が開始します。

受診期間

特定健診

8月1日(木)～11月30日(土)

歯科健診

8月1日(木)～令和7年2月28日(金)

対象となる人

守口市国民健康保険に

加入している

40歳～74歳の人

注 75歳の誕生日の前日まで

受診可

健診費用
無料

健診の流れ

① 受診券が自宅に届きます

市から郵送する受診券を確認してください。

特定健康診査
受診券



歯科健康診査
受診券



② 予約

委託医療機関へ直接電話で予約します。

委託医療機関は、市ホームページに掲載している「委託医療機関リスト」をご覧ください。



特定健診



歯科健診



③ 医療機関で受診

予約日に委託医療機関で受診します。

持ち物

▽健康保険証

▽受診券



④ 結果を確認

後日、自宅に検査結果が届きます。



健診項目

特定健診

問診・尿検査・血圧測定・血液検査・身体測定・腹囲測定・診察

注 心電図検査は、医療機関では受診することができません。

市民保健センターで同日受診できる各種がん検診や

レントゲン検査は、医療機関での受診はできません。

歯科健診

問診・診察

注 市民保健センターで実施しているパノラマレントゲン・唾液検査は委託医療機関では実施していません。

問い合わせ先

受診券発行について

問 保険課

TEL 06-6992-1545

健診内容について

問 健康推進課

TEL 06-6992-2347